

電気供給約款別紙（北海道電力ネットワーク株式会社管内）

実施要綱 北海道 お得電力 低圧電力

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

北海道

ただし、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島は除きます。

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金＝基本料金単価×契約電力

※ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（北海道お得電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、本約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ) 契約電力

契約電力は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約電力とします。なお、新たにご契約を開始する場合は、本約款別表6（契約容量および契約電力の算定方法）(1)または(3)に定める算定方法によるものとします。

ホ) 料金単価（税込）

(a) 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	1,370 円 67 銭
-----------------	--------------

(b) 電力量料金

1 キロワット時につき	28 円 08 銭
-------------	-----------

ヘ) その他

(a) 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(b) 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和7年11月1日から実施いたします。

2 経過措置

(1)お客さまが令和7年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、「2. 料金計算方法」①にかかわらず、次のとおりといたします。

①基本料金＝基本料金単価×契約容量×力率割引または割増し

(2)前項の力率割引または割増しは次のとおり算定いたします。

電気機器の力率をそれぞれの入力によって(3)により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（二）（契約電力）の本約款別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、本約款別表 8（進相用コンデンサ取付容量基準）に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り付けられていないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。ただし、当社システムの仕様により、上記の数値が 85 パーセントを上回る場合には一律 90 パーセントとし、85 パーセントを下回る場合には一律 80 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

(3)加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100\text{パーセント} \times \left[\frac{\text{電熱器 総容量}}{\text{機 器 総 容 量}} \right] + 90\text{パーセント} \times \left[\frac{\text{力率90 パーセントの 機器総容量}}{\text{機 器 総 容 量}} \right] + 80\text{パーセント} \times \left[\frac{\text{力率80 パーセントの 機器総容量}}{\text{機 器 総 容 量}} \right]}{\text{機 器 総 容 量}}$$